

平成29年度事業方針（案）

社会は、少子高齢化、人口減少、東京への一極集中による人口偏在により、地方は過疎化し、不動産価格の低下による資産価値の減少により管理放棄地、耕作放棄地、空家が発生し、また、相続登記未了により所有者不明土地が生まれております。

このことは、土地境界に関する人証・物証が失われ、私達の業務の複雑、煩雑化につながるだけでなく、公共事業や民間の開発などにも影響を与えております。「不動産に係る国民の権利の明確化を期し、国民の信頼に応える」ことを使命とし、地図や土地境界に関する専門家であることを標榜している私達土地家屋調査士は、その業務の重要性や社会的な役割が増してくると考えます。

私達が、今後こうした事態に対応し、国民の信頼を得て、活躍の場を広げて行くためには、制度の充実発展、知名度の向上を図るとともに表示に関する登記の知識は勿論のこと、筆界に関する法理と実務などの知識、境界紛争解決支援のためのADRやその技法に関する知識、飛躍的に進歩を遂げている測量機器や技術に関する知識、土地制度やその歴史・背景の知識など、これまで以上に多岐にわたる分野についての識見が必要となります。よって以下のことを重点目標に活動をいたします。

1. 土地家屋調査士制度の充実、発展

「不動産の表示に関する登記手続きの円滑な実施に資し不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する」ために、土地家屋調査士政治連盟、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の連携・協力の基、連合会や近畿ブロック協議会が推進する制度の充実、発展のための事業を支援し、協力する。

土地家屋調査士ADRや社会貢献活動等を通じて社会的信頼と認知を得、制度の充実発展のために各部が連携協力して会務や事業を進めて行く。

また、土地家屋調査士制度の将来を担う人材の育成に努める。

2. 土地家屋調査士業務の充実、強化

会員が、品位を保持し公平な立場で誠実に日常業務を行えるための研修を各部、各支部が連携し実施する。また、これまで以上に専門分野・関連分野の技術・知識の向上を図るための研修や資料の提供を実施することによって、専門資格者としての自覚、業務の充実、強化の促進を図る。もって、会員の自律・自治機能を高め、事務所経営を安定させる。

3. 専門職能を活かした社会貢献活動

境界紛争解決に取り組むと共に、県下自治体における防災・減災対策並びに災害時の応急や復旧に係わる基本協定の締結を推進し、関係機関、他会、他士業団体とも連携する。

4. 財政基盤の確立、適正化

各部事業における適正な予算執行を行うと共に、効率的な財政運営により節減に努め、収支の均衡を図る。

5. 制度広報の充実

土地家屋調査士制度の充実、発展に向けた対外・対内広報活動を行い、専門資格者としての社会的認知の向上を図る。

平成29年度 総務部事業計画（案）

会員の皆様に正確、迅速、丁寧に伝達できる連絡網の整備、情報の共有を重点項目として取り組んでまいります。情報伝達方法として身近な、ホームページ内会員専用ページの抜本的な見直しを行い、より充実した情報を伝達できるよう検討してまいります。

前年度も、一般市民の方々より寄せられる会員への苦情が多発しております。過去より一般市民の権利意識が高まっている事を踏まえ、実務に則した倫理研修を開催し、会員一人一人の倫理意識を高めて行けるよう検討を行います。

規則第39条の2の規定による調査につきましては、今年度も調査依命を発するとの情報を得ており、積極的に調査を行いたいと考えております。

会則86条によると、本会主催の研修は原則全て必須であります。現時点において出席率は20%から30%の間を推移しております。できるだけ会員の皆様に多くの研修に出席して頂けるよう、研修に関する事項について検討を行います。

1. 組織体制の充実

- ・組織体制を見直し各事業の効率化を図る。
- ・支部との連携を強化し、スムーズな情報伝達と組織の強化を目指す。
- ・災害時における会員間の連絡網について、実施訓練を基に今後の問題点の整理を行なう。

2. 研修会の実施

- ・役員等研修会を実施し、役員相互の意識の統一と資質の向上を図る。
- ・新入会員研修会を実施し、新入会員の資質の向上を図る。
- ・倫理研修の開催とともに充実した研修内容を検討する。
- ・綱紀委員研修会の開催を検討する。

3. 会員の執務と品位保持のための指導・連絡

- ・連絡事項の正確かつ迅速な伝達及び周知徹底を図る。
- ・倫理規程の検討と周知徹底を図る。

4. 事務局体制の整備

- ・合理化による経費の節減、業務の効率化を図る。
- ・個人情報の管理について周知徹底する。

5. 制度啓発活動

- ・無料登記相談の開催（本会県民相談室・大津市・彦根市・東近江市）
- ・会員紹介手続要綱を策定する。
- ・各種事務連絡協議会への参加

6. 土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定に基づく調査

7. 会員名簿の作成

- ・2017年版会員名簿の作成

平成29年度 財務部事業計画（案）

財政面においては適切な予算の執行をこころがけます。厚生事業としては会員の福利厚生に関する事業を実施します。

（財務関係）

1. 正確かつ適正な会計処理ならびに予算執行
2. 財政基盤の検討
3. 業務関係図書及び物品の購入、斡旋、領布
4. 司調会館の将来性に関する検討

（厚生関係）

1. 健康診断の実施
2. 会員親睦のためのレクリエーションの実施
3. 日調連が行う各種保険、国民年金基金の加入促進
4. 近畿ブロックが主催・推薦する厚生事業への参画

平成29年度 広報部事業計画（案）

土地家屋調査士制度のさらなる周知及び発展に向けた制度広報活動を行い、各部や関係団体との連携のもと、より効率的で効果的な広報活動に努めます。ホームページを通じて、土地家屋調査士に関する情報を会員同士が共有できるように、総務部と連携しその運用等について検討を進め、ホームページの充実に努めます。

1. 社会に向けた広報活動
 - ・土地家屋調査士制度の周知及び発展に向けた広報活動
 - ・地域社会との交流による社会貢献及び広報活動
2. 会員に向けた情報収集及び発信
 - ・WEB会報の更新・会員専用ページの充実
 - ・会報しがの発行
3. 各支部、各部、他機関との連携、協力
 - ・各部と連携して、ホームページ運用について検討
 - ・日調連、近畿ブロック、他会との連携、協力
 - ・無料相談会の開催
 - ・法務局との連携、協力
 - ・境界問題解決支援センター滋賀と制度発展広報活動の連携、協力
 - ・さまざまな方策での制度広報活動の充実

平成29年度 業務部事業計画（案）

土地家屋調査士として社会の信頼をさらに向上させるよう、最新技術及びオンライン申請に関する情報等の収集と研修会を開催し、会員の業務の適正化を図ります。

また、日調連及び大津地方法務局等の業務関連通知の精査をし、会員への周知に努めます。

その他、行政との連携を図り、業務に関する要望や情報提供を求め、会員に必要な情報を公開していきます。

事業計画

1. 基本三角点等を活用した測量に関すること
2. 93条調査報告書、調測要領の活用に関すること
3. 支部研修の充実にに関すること
4. 地籍情報の活用に関すること
5. 官民境界に関すること
6. 表示登記実務研究会に関すること
7. オンライン申請に関すること
8. CPDに関すること
9. 筆界特定申請手続の運用に関すること
10. その他業務に関すること

研修計画

1. 業務研修会
2. 支部実務研修会のサポート
3. 近畿ブロック測量研修会

平成29年度 研究部事業計画（案）

本年度も筆界特定制度、民間紛争解決手続き代理関係業務、筆界確定訴訟などに関する調査研究を中心に、幅広く業務に関する法令・制度の調査研究を継続して行います。

昨年度までも研究部員それぞれに研究テーマを設定し、その成果としてまとめて研修会を実施し、報告書等にまとめるなど致しましたが新体制においても引き続き同じ形態をとります。2年間の研究期間をつうじて有意義な結果を残すべく、会員や研究部員の要望も取り入れつつテーマを早急に決定していく予定です。

特に本年度におきましては認定土地家屋調査士の活用・制度PRに関する事項、民法（相続・家族法・成年後見等）に関する事項、業務報酬・業務委託契約にかかわる事項、GIS・地理空間情報に関する事項、山林地における土地境界等について取り上げていく予定です。中でも昨年度、滋賀会から受講生がおられませんでした特別研修については、改めて認定土地家屋調査士制度の周知も含め、環境整備に注力致します。

また、境界問題解決支援センター滋賀や地籍問題研究会を始めとした、研究部活動にかかわる関係機関との連携強化をすすめていきます。特に、昨年度からは大津地方法務局筆界特定室と筆界調査委員との連絡窓口として定期的に意見交換を行ってきましたが、本年度も引き続き連絡を一層密にし、筆界調査委員の活動を側面から支援していきます。

最後に、本年度も引き続き近畿ブロック研修部会の構成員として、新人研修や特別研修等の運営に協力していきます。

1. 筆界特定制度（筆界調査委員）、筆界確定訴訟に関する研究
2. 報酬に関する研究
3. その他業務に関する法令・制度に関する研究
4. 特別研修受講推進
5. 地籍問題研究会における部員の派遣、報告
6. 近畿ブロック研修部会への参画

平成29年度 社会事業部事業計画（案）

急速に進む人口減少や高齢化社会下において、今後、調査士を取り巻く環境も変わっていくことが予想されます。社会事業部においては、広い視野に立って社会の動向を見据えながら調査士制度の充実・発展のため事業を展開していきます。

公共嘱託登記土地家屋調査士協会や土地家屋調査士政治連盟、その他関係団体との連携を強化し、制度の周知活動ならびに社会貢献活動に取り組んでいきたいと考えております。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法における各市町の取り組みについて、土地家屋調査士の積極的な活用を引き続き推進していきます。

1. 関係各機関との連携による対外研究会等の開催
2. 災害対策についての調査・研究、並びに協定の締結推進
3. 空き家等対策についての調査・研究、並びに調査士の活用推進
4. 専門職能を活かした社会貢献活動の実施
5. 調査士制度を取り巻く諸課題の調査・研究

平成29年度 土地境界鑑定委員会事業計画（案）

本年度も、昨年度に引き続き、土地境界についての知識向上と、土地家屋調査士が行う土地境界鑑定能力の向上をはかるための活動を行います。また、土地境界鑑定においては地域習慣に関する知識も併せ持つことが望まれることから、法25条2項委員会とも連携し、さらなる内容の充実をはかります。

平成29年度 法25条2項委員会事業計画（案）

本年度も昨年度に引き続き、法25条2項委員会では土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習に着目し、会員の知識を深めるべく事業活動を行う予定です。

研修会の開催につきましては、筆界や地籍の研究をされている他会の会員をお招きする予定です。なお、この間滋賀県内の博物館・資料館におきまして開催してきました実地見学会については現在のところ予定はありませんが、未開催になっております空白地域（甲賀・高島等）については会員のお力添えもいただいて早期開催につなげていく所存です。

また「滋賀の地籍資料集」発刊編集委員会につきましては引き続き編集委員会の開催を予定しており

ます。また実際に執筆をお願いする執筆者についても今期中に選定し、編集委員会を通じお願いをさせていただき、執筆委員を選任させていただく予定であります。併せまして会員の皆様には多年の業務にて蓄積されてきました地域慣習についての資料・情報等の積極的なご提供もどうぞ宜しくお願いいたします。

さらに滋賀県内外の資料所蔵機関に対しまして、地籍に関する所蔵資料の保存状況の確認や資料閲覧等の調査申し入れも今後積極的に行う予定です。この点につきましても会員の皆様の物心両面でのご支援をお願いするものです。

なお、「滋賀の地籍資料集」発刊編集委員会の活動の中での成果については、中間的な成果であっても随時報告会などの形式を通じ会員の皆様へ還元させていただく予定です。

平成29年度 境界問題解決支援センター滋賀事業計画（案）

利用者の皆さまが安心して利用していただけるセンターとして、また、会員の皆様が信頼して託せるセンターとして、さらなる業務の質の向上に努めます。

問題・悩みを抱える当事者との「つながり」を大切に、プロセスを整え、チームが一体となって課題を分かち合い、実践する。土地の境界問題を解決する魅力あるセンターとして社会に発信できるよう取り組んでまいります。

1. 「確かな専門性」「豊かな人間性」を兼ね備えた人材の育成
 - ・研修会の実施
 - ・手続実施者研修の実施
2. 利用者の声を起点とした業務品質の向上
 - ・問題解決プロセスの整理
 - ・利用者向け広報の充実
3. 成長し続ける組織提携の構築
 - ・認定土地家屋調査士によるセンター利用の促進
 - ・推進委員会活動の充実
4. 実践と研究の調和
 - ・事案の分析研究
 - ・事案研究成果の提供
5. 連携、情報交換の推進
 - ・筆界特定制度とADRとの効果的な連携に関する法務局との継続協議
 - ・他団体との連携、情報交換の実施
 - ・各種会議、学会等へ参加。ADRにおける課題の共有と連携を強化
 - ・アウトリーチ（市民への積極的な働きかけ）の実践
 - ・認定土地家屋調査士の活動支援